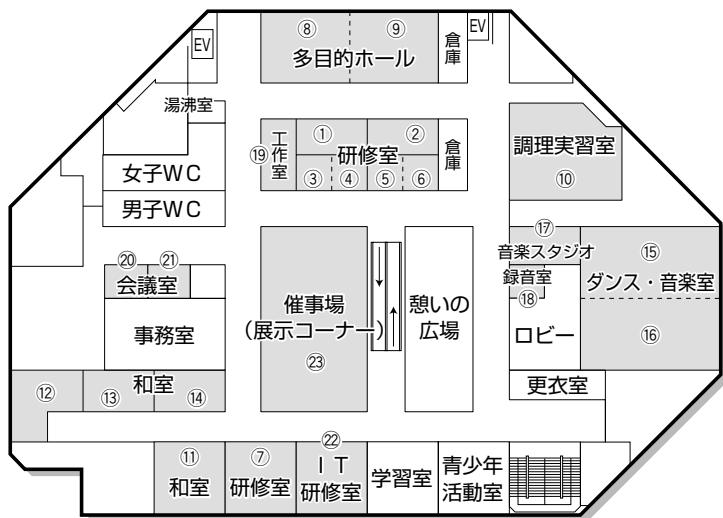


イルフプラザ

3 階

生涯学習館

各種研修室や催事場（展示コーナー）などを配し、市民の誰もが学べる場に。〔イルフプラザ3階〕



ご案内

- 利用時間 午前9時～午後9時30分
- 休館日 毎月第2火曜日、1月1日
- 利用申込 窓口および電話にて受付。
- 所在地 〒394-0027
岡谷市中央町1丁目11番1号
岡谷市イルフプラザ
生涯学習活動センター内（3階）

生涯学習館の申込み

3月24日（月）～4月30日（水）までの利用申込

2月24日（月）午前9時より、岡谷市婦人の家の窓口で受け付けます。

電話・FAX等での予約はできません。

通常の申込受付

毎月1日の午前9時から翌月分までを受け付けます。

◇予約・受付説明会

- とき 2月20日（木）午後7時～
- ところ 岡谷市公民館 講堂
- 対象 一般市民・学習グループ

生涯学習活動センターは、誰でも気軽に集い、学び、語り合うことのできる交流の場として、市民の自主的な学習活動や子どもたちの健全育成を目指す活動を支えるために、イルフプラザ3・4階にオープンします。

2月24日（月）より利用申込み受付開始！

3月21日（金）グランドオープン

生涯学習活動センター



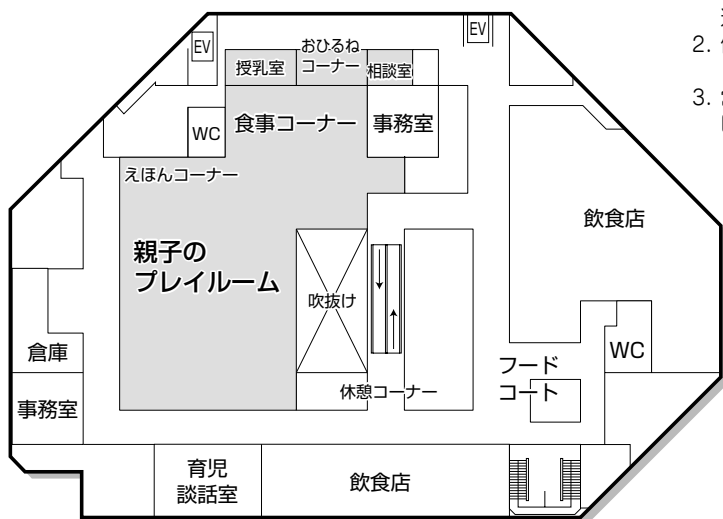
◇生涯学習館使用料等

使用区分 (○は図面中番号)	午前9時から午後9時30分まで1時間につき		面積 (m ²)
	非営利	営 利	
第1研修室① 第2研修室②	100円	150円	各37
第3研修室③ 第4研修室④	50円	100円	19 17
第5研修室⑤ 第6研修室⑥			17 19
第7研修室⑦	200円	300円	74
第1多目的ホール⑧	300円	450円	108
第2多目的ホール⑨	200円	300円	68
調理実習室⑩	400円	600円	142
第1和室⑪ 第2和室⑫	200円	300円	65 58
第3和室⑬ 第4和室⑭	150円	250円	42 39
第1ダンス・音楽室⑮	500円	750円	各181
第2ダンス・音楽室⑯			
音楽スタジオ⑰	150円	250円	50
録音室⑱	100円	150円	30
工作室⑲	100円	150円	31
第1会議室⑳ 第2会議室㉑	50円	100円	各19
IT研修室㉒	200円	300円	71
催事場㉓	650円	1,000円	252
青少年活動室	—	—	70
学習室	—	—	72

4 階

子育て支援館

広々とした「親子のプレイルーム」が特徴的。
〔イルフプラザ4階〕



備考

1. 冷房および暖房の設備ならびに調理実習室において電気、ガスおよび水道を使用した場合は、上記使用料のほか実費相当額を徴収します。
2. 催事場の半面を使用するときの使用料は、その使用料の2分の1の額とします。
3. 営利とは、使用者が入場料もしくは受講料金を徴収する場合または営利目的で使用する場合をいい、非営利とは営利以外の使用をいいます。



4階の親子のプレイルームの完成イメージ図

ご案内

- **利用時間** 午前9時～午後6時
- **休館日** 毎月第2火曜日、年末年始（12月29日～1月3日）
- **利用方法**
 - ・子育て支援館を初めてご利用する際に、利用者登録をしていただきます。
 - ・利用者カード発行にかかる実費200円をいただきます。
 - ・利用者登録後、自由にご利用いただけます。

○ **所在地** 〒394-0027 岡谷市中央町1丁目11番1号

岡谷市イルフプラザ 生涯学習活動センター内（4階）

※主に0～3歳児の親子等が楽しく過ごす場です。育児談話室の申し込み開始日、申し込み方法については、後日の「広報おかや」等でお知らせします。

お問い合わせは…

岡谷市公民館 ☎22-3571 FAX22-3581 婦人の家 ☎・FAX22-4149



第4回任意合併協議会が開催されました

1月28日に第4回任意合併協議会が下諏訪町総合文化センターにおいて行われ、八つの協議項目が協議されました。

新市の事務所の位置

新市の事務所の位置の調整方針案は、地域住民の利便性、交通事情及び他の官公署等との関係等を考慮し協議します。

今回の協議での主な意見等は、
・新庁舎を建設せずに分庁舎とすべき。
等がありました。協議の結果は継続審議となりました。

議会の議員の定数及び任期の取扱い

調整方針案は、①合併特例法を適用しない場合、②定数に関する特例を適用する場合、③在任に關する特例を適用する場合、の3種類の取扱いのいずれを選択するか協議します。

今回の協議での主な意見等は、
・世間の景気から議員だけが在任特例を受けることはいか

が。

・在任特例がないと、小さな町村は代表を出せず、意見の反映ができない。
・在任特例を適用すれば、報酬の少ない市町村の議員は全部高いところに合わせることで、経費節減にならない。

等がありましたが、協議の結果は議会の意向を聞くということになりました。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

協議の結果、各地区の農業委員会へ投げかけ、協議することになりました。

地方税の取扱い

調整方針案は、

・個人市町村民税：均等割り及び納期について調整する。
・法人市町村民税：現行のとおり。

・固定資産税：納期について調整する。
・軽自動車税：弁償金について調整する。
・たばこ税：現行のとおり。
・鉱産税：諏訪市、富士見町の例による。
・特別土地保有税：免税点について調整する。

・都市計画税：課税について調整する。

・入湯税：税率及び課税免除対象者について調整する。

今回の協議では、事務局で再調整し提出することになりました。

町名・字名の取扱い

調整方針案は、「6市町村の町・字名は原則として現行のとおりとする」です。

今回の協議で、新市名称候補選定小委員会で協議することになりました。

消防団の取扱い

調整方針案は、「消防団については、当面現行のとおりとする」です。

今回の協議での主な意見等は、
・消防協会にも投げかけ、協議されたい。

等があり、今回の協議結果は、当面現行どおり、報酬については調整することになりました。

行政区の取扱い

今回の協議で、事務局で方向を出し再度提出することになりました。

各種事務事業

◎民生児童委員

今回の協議での主な意見等は、
・面積は同等人口の松本市の2.5倍であり、同様にはいかない。
等があり、今回の協議で、協議会は統合し、委員については新市に引き継ぐことになりました。

◎小学校の通学区域

調整方針案は、「小中学校の通学区域は現行のとおりとする」です。
今回の協議で、当面は現行どおりとし、教育委員会でも協議し、調整することになりました。

●第5回任意合併協議会

日時 2月19日（水）

午前10時～

場所 茅野市役所大ホール

※各市町村を巡回します。ど

なたでも傍聴できます。

支援費制度が始まります

● 詳しくは、社会福祉課 ☎ 23-4811 (内線1254)

質問 利用者負担額はどのようになるのですか？

回答 支援費制度を利用するには、まず利用者が市に支援費の支給申請を行い、支給決定を受けなければなりません。支援費の支給が決定したら、事業者と契約しサービスを利用します。そのときに利用者または扶養義務者は、サービス利用の費用のうち、負担能力に応じて定められた利用者負担額を事業者に支払うこととなります。

今回は、現在国で示されている居宅生活支援の利用者負担基準についてお知らせいたします。

居宅生活支援 (ホームヘルプサービス、短期入所、デイサービス)

まず利用者本人が負担能力に応じ負担し、その負担額が利用者本人に係る*支援費基準により算定した額に満たない場合は、その不足分について負担能力に応じて主たる扶養義務者から負担を求めることになります。

ここでいう扶養義務者とは、

- ・ **利用者が20歳以上の場合**…支給決定の際に、同一世帯・同一生計にある配偶者および子のうち最多納税者
- ・ **利用者が20歳未満の場合**…支給決定の際に、同一世帯・同一生計にある配偶者および父母のうち最多納税者

居宅生活支援費の利用者本人分および扶養義務者分

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			居宅介護 30分当り	デイサービス 1日当り	短期入所 1日当り	
A	生活保護法による被保護者 (単給含む)	0円	0円	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税	0円	0円	0円	0円	
C 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	1,100円	50円	100円	100円	
C 2	当該年度分の市町村民税所得割課税					
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額であるもの	30,000円以下	2,200円	150円	300円	300円
D 2		30,001～ 80,000円	3,300円	200円	400円	400円
D 3		80,001～ 140,000円	4,600円	250円	500円	600円
D 4		140,001～ 280,000円	7,200円	300円	700円	1,000円
D 5		280,001～ 500,000円	10,300円	400円	1,000円	1,400円
D 6		500,001～ 800,000円	13,500円	500円	1,300円	1,800円
D 7		800,001～1,160,000円	17,100円	600円	1,700円	2,300円
以下略	以下略	以下略	以下略	以下略	以下略	以下略

*「支援費基準」とはそのサービスに通常要する費用のことを言います。

現在国で示されている居宅介護 (ホームヘルプサービス) の支援費基準の例

- ・ 身体介護30分未満 2,100円
- ・ 身体介護30分以上1時間未満 4,020円
- ・ 家事援助30分以上1時間未満 1,530円
- ・ 家事援助1時間以上1時間30分未満 2,220円

例 1 体幹機能障害2級の単身世帯の方が、ホームヘルプサービス (家事援助) を月15時間 (1時間を15回) 利用した場合 (本人の前年分の所得額は50,000円)。

支援費基準により算定されたホームヘルプの費用は、2,220円×15回=33,300円となります。利用者負担は、階層区分D2であるので、30分当たり200円、1時間では400円となり、400円×15時間=6,000円が1月の利用料となりますが、上限月額が設けられているため、この場合、3,300円が1ヶ月の利用者負担額になります。費用の残り33,000円-3,300円=30,000円は、支援費として市が事業者に直接支払います。

例 2 例1で単身世帯でなく配偶者がおり扶養義務者となる場合 (配偶者の前年分の所得税額が10,000円)。

扶養義務者負担額は、階層区分D1、30分当たり150円、1時間では300円となり、150円×15時間=4,500円が1月の利用料となりますが、上限月額が設けられているため、この場合2,200円が1ヶ月の扶養義務者負担額となります。この場合の世帯での負担額は、3,300円+2,200円=5,500円となります。